

## ビジネスモデルの研究

### 予防法務参画の試み

#### 予防法務の意義

今日、数多くの企業がかかえる法務的活動の中心となる契約段階において、法律専門家（行政書士）に契約書の作成を依頼したり、交渉に立ち会ったり、契約における事故を防ぐための活動が大変重要となる。このように紛争を事前に回避するために、契約締結過程や事業展開過程に行政書士は積極的に関与し、後のトラブルの際にその企業の法的立場を正当化できるような記録や文書を整える活動が必要となる。

#### <契約書の重要性>

#### 契約書のリスクヘッジ

より効果的なクライアント企業のビジネス・ゴール達成に向け、クライアントの想定するビジネスから起因、関連ないし派生する諸リスクを契約書の文書によりヘッジするためのアプローチを提案する。

#### (1) クライアントのビジネス・ゴールの把握

・・・利益確保はできているか

#### <具体的意味>

契約は手段であり、何よりクライアント企業のビジネス・ゴール達成という目的に奉仕するものでなければならぬ。そもそも契約においては「契約自由の原則」が支配し、客観的有効要件が問題視されるような特別な事情（公序良俗に違反するような契約など）がない限り、契約はあらゆるビジネスやそのリスクをカバーしうるものであるという認識が必要である

#### (2) 多岐にわたる潜在リスクの特定

契約書の作成は単なる雛型（テンプレート）のアップデートに留まらない場合があるので個性あるそれぞれの事業に内存するリスクの排除を特定し、これらを適切に管理するために行うものである。

——事業内のリスクとは——

- ・クライアントがこれまでに経験したリスク
- ・クライアントが属する業界における顕著なリスク
- ・クライアントが想定すると同様、または類似の事業においてトラブルが発生し、それが裁判例の形で問題になったリスク
- ・その他刊行物やインターネット検索により発見されたリスク等の様々なリスク

#### リスク管理の必要性→リスクマネジメントの構築

#### (3) 紛争事例の把握

#### (4) 欧米型契約書（信託の証しではなく、紛争の効果

的予防としての契約書）の作成

- (5) 違法な条項把握・・・独禁法、下請法、利息制限法、借地借家法 他

#### 契約書の包括的意義

契約書作成においては「契約自由の原則」が徹頭徹尾支配する。すなわち、目的が達成可能で内容に客観性があり、権利ないし義務として何をなさしむるか特定可能であれば、その内容表現についてはビジネス・ゴールは近い。既存の契約実務や固定観念にとらわれていては、クライアント企業に満足を提供することができない。価額調整条項、違約金条項、瑕疵担保（瑕疵保証）条項、オプション条項、仲裁条項、不起訴契約、証拠契約、準拠法の選択 等様々なツールを柔軟に使い分けることが必要である。

欧米では、クライアントのビジネス・ゴールに応じて様々なヘッジ手段を考え、契約文書に盛り込みヘッジしてゆく。これまでの内国契約実務においてあまり使われてこなかった各種契約手法を柔軟に活用し、クライアントの多様なゴールを満足させていくことが必要である。

次回それらのクライアント企業が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、その行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかをあらかじめその規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行い、それを公表するという制度（法令適用事例確認手続き）、ノンアクションレター制度についてレポートをおこなう。

行政書士制度研究特別委員会 委員 橋上 浩